

## 公益財団法人神奈川県市町村振興協会研修委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下、「協会」という。）が行う研修事業に対する市町村等の意見を聴取するための機会の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (意見の聴取)

第2条 協会は、市町村等の職員の人材育成を支援するための研修事業を効果的かつ適切に実施するため、市町村の職員研修を所管する課長をもって構成する研修委員会（以下、「委員会」という。）を開催し、市町村等の意見を聴取する。

### (会議)

第3条 委員会の会議は、協会の理事長が必要に応じて出席依頼し開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を依頼する。

### (協会の責務)

第4条 協会は、委員会で聴取した市町村等の意見を踏まえて、研修事業を運営するよう努めるものとする。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 公益財団法人神奈川県市町村振興協会研修企画委員会設置要綱（平成16年4月1日施行）は廃止する。